

埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画広報業務委託企画提案募集要領

1 委託業務名

埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画広報業務委託

2 委託予定額

1, 9 9 6, 5 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 委託業務の内容

別添「埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画広報業務仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和9年2月15日(月)まで

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去3年間に国や地方公共団体等と本事業と類似する契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

6 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール

ホームページへの掲載	令和8年9月 8日（火）
質問事項受付開始	令和8年9月 8日（火）
質問事項の受付期限	令和8年9月15日（火）17時まで
質問事項への回答	令和8年9月18日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年9月30日（水）17時まで
企画提案審査	令和8年10月上旬（予定）
審査結果通知	令和8年10月中下旬（予定）

(2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 企画提案書（A4 横で作成、様式は任意）

別添「埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画広報業務仕様書」の内容を踏まえ、以下の内容を記載すること。

(ア) 表紙

- ・表題（埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画広報業務）
- ・応募者の名称、連絡先、住所

(イ) 事業計画全般

- ・企画提案書全体の目次
- ・本事業における計画全体の概要・事業実施スケジュール等
- ・本事業を実施する際の組織体制

(ウ) 提案内容等

- ・広報計画の全体像（概要）
- ・視聴回数40万回以上を達成するための工夫
- ・配信広告から埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイトへ遷移した数（クリック数）1,000回以上を達成するための工夫
- ・現役世代（20代～40代）にアプローチをするための工夫
- ・動画の途中で離脱されないための工夫
- ・配信期間中及び配信後の効果検証の実施方法
- ・その他工夫する点

(エ) 予算内で仕様書の内容に追加できる独自企画案があれば記載する。

(オ) 過去（令和5年4月1日以降）に国や地方自治体から受託した主な広報業務の内容・実績（視聴回数やクリック数が記載できる場合は記載すること。）

(カ) その他必要な事項、アピールポイント

ウ 委託料見積書

- ・宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とする。
- ・「2 委託予定額」に掲げる上限金額の範囲内で作成し、項目・単価等の内訳を明らかにすること。

エ 会社概要等

- ・パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの

オ 参加資格を満たしている旨の誓約書（様式2）

7 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

電子メール ※電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

(2) 提出先

埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

電 話 048-830-3391

メール a3380-07@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年9月30日（水）17時必着

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

エ 提出された企画提案書等は返却しない。

オ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

カ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

8 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年9月15日（火）17時必着

(2) 質問方法

「企画提案募集要領の内容に関する質問書」（様式3）に記入の上、電子メールで提出すること。※電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

提出先アドレス a3380-07@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3391

件名 埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画広報業務委託企画提案質問書

(3) 回答方法

質問を行った事業者名を伏せた上で、令和8年9月18日（金）までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

なお、電話による質問には、輕易なものを除き応じない。

(4) その他

ア 質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

イ 企画提案競技参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、企画提案競技に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての企画提案競技参加者に適用する。

ウ 企画提案競技参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して県から企画提案競技参加者へお知らせを掲示することがある。

9 契約先候補者の決定方法

- (1) 県は委託業者審査委員会を設置し、提出された企画提案書に基づき審査するものとする。
- (2) 審査は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- (3) 当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。
- (4) 企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。
- (5) 審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

10 主な評価項目

(1) 提案者

- ・提案内容が着実に遂行できる実施体制であるか。
- ・類似業務の実績があり、そのノウハウや知識を十分に生かして事業を遂行することが期待できるか。

(2) 提案内容全般

- ・事業の実施目的に合致した提案内容となっているか。
- ・スケジュールが適切で業務が遅滞なく実施されることが見込めるか。
- ・予算内で仕様書の内容に追加できる独自企画案は、事業効果を高めるものになっているか。
- ・経費の見積内容の項目や算出根拠は妥当か。

(3) 動画広報業務

- ・本事業のターゲット層に対して効果的に啓発することができる手法・広報媒体となっているか。
- ・動画の途中で離脱されないような対策がとられているか。
- ・視聴回数を達成するだけでなく、ターゲット層が本事業に対する関心を高め、理解を深められる広報となっているか。
- ・配信期間中及び配信後の効果検証を通じて、事業効果を高めるものとなっているか。

11 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、委託業者審査委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。
- (3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、企画提案競技の決定を取り消す。

12 審査結果の事後公表

本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

ア 実施部局名、課名、契約件名及び選定方法

イ 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）

ウ 審査基準に係る審査項目

エ 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値

オ その他発注機関が必要と認める事項

※ただし、発注機関が、埼玉県情報公開条例の規定等を参考に、かつ、契約の目的又は性質から不開示情報に該当すると判断する場合には、当該部分は除いて公表する。

13 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。
 - ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
 - イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
 - ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
 - エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
 - オ 提出書類に不足があるもの。
 - カ 企画提案参加希望書等に代表者の記名がないもの。
 - キ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
 - ク 見積金額を訂正したもの。
 - ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。
 - (2) 緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。
 - (3) 提出書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合はこの限りでない。
 - (4) 業務委託契約の締結に当たっては、事業実績等により、契約保証金の納付が必要となる場合がある。
 - (5) 委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結するが、その場合には受注者には契約書への収入印紙貼付による負担が生じる。
- 電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/al201/denshikeiyaku-howto.html>)